

めざ
～ほっとやさしいまちづくりを目指して～

亀岡市手話言語及び障害者 コミュニケーション条例

わかりやすい版



しゅわ
手話

ようやくひっき
要約筆記

てんじ
点字

こみゆにけー
コミュニケーション
ボード

だいひつ
代筆など

かめおかし しやうがい
亀岡市は、障害があってもなくても、すべての市民が互いに
じんかく こせい そんちやう ささあ じぶん ゆたく
人格と個性を尊重し、支え合いながら自分らしく豊かに暮らすことが
ちいきしゃかい こうちく へいせい ねん がつしたち じやうれい しこう
できる地域社会を構築するために、平成30年4月1日この条例を施行しました。

じやうれい きほん かんが かつ きほんりねん 条例の基本となる考え方(基本理念)

- しゅわ どりじ げんご
手話が独自の言語であることを基本に、その理解を
すす すす しゅわげんご ふきやう つと
進め、手話言語の普及に努めます。
- しやうがい ひと ひと じんかく こせい そんちやう
障害のある人ない人それぞれの人格と個性を尊重す
ることを基本におき、たやう こみゆにけーしよん
多様なコミュニケーションの
りやうすす
利用を進めます。

かめ おかし
亀岡市

条例では、それぞれの役割を次のように 定めています

市の取り組み

- ・みなさんにもっと手話を知ってもらい、手話が広くゆきわたるよう、いろいろな方法で進めます。
- ・多様なコミュニケーション手段が、いろいろな場面で普通に使われるようなまちづくりを進めます。

市民の役割

- ・条例の基本になる考え方がわかるように努めます。
- ・市の取り組みにみんなて協力します。

事業者の役割

- ・条例の基本になる考え方がわかるように努めます。
- ・多様なコミュニケーション手段を必要とする人に、利用しやすいサービスを提供するように努めます。
- ・市の取り組みに協力します。

旅行者その他の 滞在者への対応

- ・市、市民及び事業者は、亀岡市を訪れる多様なコミュニケーション手段を必要とする人たちが、安心して過ごせるような心づかいができるように協力します。

市の取り組みは、次のとおりです

- (1) さまざまな機会を利用して市民のみなさんに、手話言語の歴史や、手話が言語であること伝えていきます。



- (2) 市民のみなさんに、多様なコミュニケーション手段があることを広め、学ぶ機会を増やします。



- (3) 手話通訳者や要約筆記者のような「意思疎通支援者」を増やすために総合福祉センターで、手話及び要約筆記の養成講座を受講料無料で開催しています。
ふるってご参加ください！

- (4) 多様なコミュニケーション手段についての情報を発信します。
- ・キラリ☆亀岡おしらせ（声の広報）
 - ・ホームページ
 - ・フェイスブック
 - ・リーフレット 等

「多様なコミュニケーション手段」って何？

手話

手指、腕、表情や口なども同時に使う視覚言語で、音声言語とならぶ言語です。



ありがとう

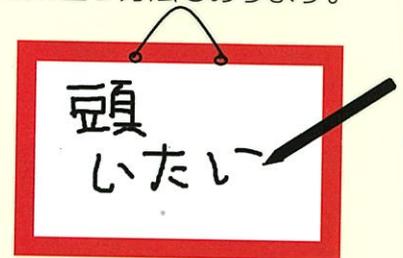
触手話

手話をしている相手の両手に軽く触れながら読み取る方法で、目が見えない聴覚障害者（盲ろう者）の言語です。



要約筆記

話す内容を、要約した文章で伝える方法です。手書きやパソコンで要約した内容を入力し、スクリーンに映し出す方法もあります。



ヒアリングループ（磁気誘導ループ）

難聴者や中途失聴者が、補聴器のスイッチを切りかえて、ループ内でマイクの音を聞くと、磁気の働きによりダイレクトに大きな音が聞こえる仕組みです。



点字

視覚障害者が指先で触って読む文字です。紙面に突き起した六つの点を、一定の方式で組み合わせて文字の役割を果たしています。



音訳

視覚障害者に対して本や雑誌、市の広報紙や新聞などの内容を音声化して伝えます。



代筆

市役所や銀行の窓口などで、書類に字を書くことが難しい人の代わりに字を書くことです。



へいい ひょうげん
平易な表現

へいい ひょうげん
平易な表現

ことば りかい むづか ひと
言葉の理解が難しい人な
どに、わかりやすい言葉に
か変えて、つたえることです。

るびふり
ルビ振り

かんじ かたかな よみが
漢字やカタカナに読み仮
なをふり、読みやすくします。



こみゆにけーしょん しえんようぐ
コミュニケーション支援用具など

こみゆにけーしょんボード
コミュニケーションボード

じぶん ようきゅう つた ひと
自分の要求がうまく伝えられない人が、
え ず もじ か ぼーど ゆび
絵・図・文字が書かれているボードを指
さすことで、うったたいことをつたえやすく
するほうほうです。



とうめいもじばん
透明文字盤

- 1 わら まはな たさか あ
- 2 り みひにちしきい
- 3 をるゆむふぬつすくう
- 4 れ めへおてせけえ
- 5 んろよもほのとそこお



50 おん すうじ が 書かれた とうめい もじ
盤のこと。声や指さして、意思を伝え
にくい人が文字盤を見る方向を一文字
ずつ読み取るのに利用します。

じゅうどしやうがいしやよういしでんたつようぐなど
重度障害者用意思伝達用具等

わづかな からだ うごき かんち すいっ
ちなどを操作し、ディスプレイへ文字
を表示させることで、意思を表す用具
です。



しゅわ げんご
手話は言語です。

しゅわ れきし
手話の歴史

きょうと にほん はじ せつりつ ちょうかく しかくしやうがいじ きやういく きかん きやうどう あいん
京都で、日本で初めて設立された聴覚・視覚障害児の教育機関である「京都盲啞院」において、
しゅわ きやういく げんご てききのう しゅわげんご へんぼう と がいこく
手話は、教育により言語的機能をもった手話言語へと変貌を遂げていきました。しかし外国から
つた こうわほう はっせい くち うご み りかい おんせいげんご もと きやういくほう と い
伝わった「口話法（発声し口の動きを見て理解する音声言語に基づく教育法）」を取り入れたこ
とにより、学校での手話言語の使用は禁止され、それから長い間、ろう者は、自らの言語である
「手話」を認められず、しゅわげんご しやう かんきやう じゅうぶん との
手話言語を使用する環境が十分に整えられませんでした。

しゅわげんご く ちいきしやかい めざ
手話言語で暮らせる地域社会を目指して

へいせい ねん しょうがいしやきほんほう かいせい げんご しゅわ ふく めいき
平成23年に「障害者基本法」が改正され「言語（手話を含む）」と明記されました。
げんご ものごと かんが こみゆにけーしょん はか たが きも かくにん あ ち
言語は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを確認し合うため、また知
しき たくわ ぶんか そうぞう ひつよう
識を蓄え、文化を創造するために必要です。
あらた しゅわ げんご みと しゃ みずか げんご しゅわげんご み つ つけ しゅ
改めて、手話は言語であると認め、ろう者が、自らの言語である「手話言語」を身に付け、「手
わげんご まな しゅわげんご いしそつう じぶん ゆた くら しやかい めざ
話言語」で学び、「手話言語」で意思疎通をし、自分らしく豊かに暮らせる社会を目指しています。

はつこう かめおか しけん こうふく し ぶしょうがいふくし か
《発行》 亀岡市健康福祉部障害福祉課

〒621-8501 かめおかしやすまちなのがみばんち
亀岡市安町野々神8番地

でんわ ふあつくす
【電話】 0771-25-5189 【ファックス】 0771-25-5511